

西予市地域防災計画（原子力災害対策編）

西予市住民避難行動計画

令和5年3月

西 予 市

目 次

1	計画の基本的事項	
1-1	計画の目的	1
1-2	計画の位置付け	1
1-3	計画の性格（緊急事態の段階）	1
2	避難行動計画の基本方針等	
2-1	避難行動計画の基本方針	3
2-2	避難にあたっての基本的な考え方	3
2-3	緊急事態の段階	10
3	避難行動計画の対象範囲	
3-1	避難行動計画の対象とする地域	19
3-2	避難等の対応方針	21
4	避難に関する情報伝達	
4-1	住民等への情報伝達	23
4-2	伝達内容等	24
4-3	住民等からの問い合わせに対する対応	24
5	避難誘導及び住民の輸送	
5-1	一時集結所、広域避難所等	25
5-2	避難（輸送）経路	26
5-3	学校等施設からの輸送	27
5-4	避難誘導、確認	28
6	要配慮者等に対する避難支援等	
6-1	在宅要配慮者の避難	31
6-2	在宅要配慮者の状況	32
6-3	外国人に対する避難支援	32
6-4	要配慮者施設の避難体制	32
7	避難者への支援体制等	
7-1	市内における避難経由所及び避難所の開設、運営等	34
7-2	市外への広域避難における避難経由所及び避難所の開設、運営等	34
7-3	避難者への情報提供	35
7-4	健康管理とメンタルヘルス対策	35
7-5	新型コロナウイルスを含む感染症の流行下における避難等	35

1 計画の基本的事項

1-1 計画の目的

平成 23 年 3 月の東日本大震災により発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所(以下「福島第一原子力発電所」という。)の事故は、これまでの原子力防災対策を根底から覆す大惨事を引き起こした。

この事故を受け、原子力安全委員会は、平成 23 年 11 月に防護対策を重点的に充実すべき地域を見直し、「予防的防護措置を準備する区域(PAZ)(Precautionary Action Zone):原子力施設からおおむね 5 kmの範囲」、「緊急時防護措置を準備する区域(UPZ)(Urgent Protective Action Planning Zone):原子力施設からおおむね 30 kmの範囲」を設定した。

さらに、平成 24 年 9 月に発足した原子力規制委員会は、原子力災害が発生した場合の対応策として「原子力防災指針」を見直し、「原子力災害対策指針」として取りまとめ、防護対象区域となる自治体では、この指針に基づき、緊急時等の対策が必要とされた。

西予市は、四国電力株式会社伊方発電所(以下「伊方発電所」という。)から 30 km圏域(UPZ)に市の人口、世帯数の約 7 割、面積の約 5 割が含まれている。

このことから、市は、伊方発電所において緊急事態等が発生した場合に備え、西予市地域防災計画(原子力災害対策編)を平成 25 年 3 月に定め、また、西予市住民避難行動計画(以下「本計画」という。)において、住民等の円滑な避難及び防護措置について必要な事項を定めるものである。

1-2 計画の位置付け

本計画は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)及び原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号、以下「原災法」という。)に基づき、本市の原子力災害対策の基本となる「西予市地域防災計画(原子力災害対策編)」の下部計画に位置付ける。

なお、本計画は、国の防災基本計画、原子力災害対策指針、愛媛県地域防災計画(原子力災害対策編)、愛媛県広域避難計画、西予市地域防災計画(原子力災害対策編)と連動し、これらの指標、基準等の見直しが行われた場合には、適宜、見直しを行うものとする。

1-3 計画の性格(緊急事態の段階)

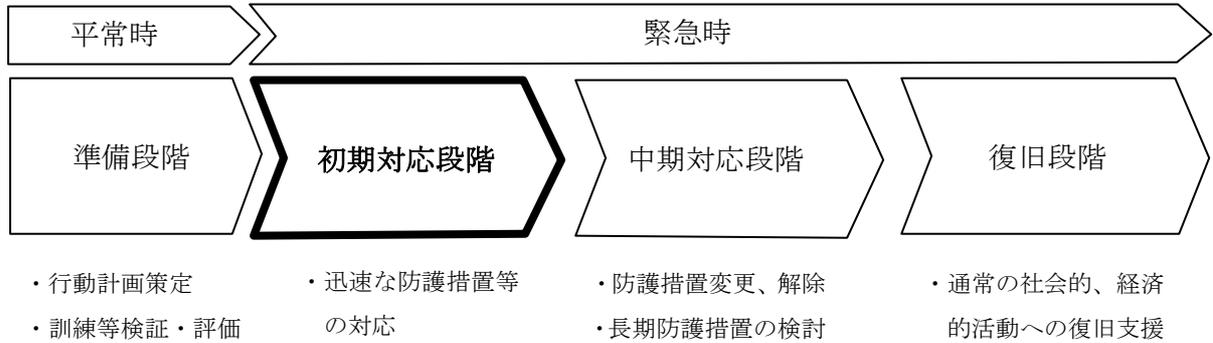
原子力災害発生時の緊急事態における防護対策は、準備段階、初期対応段階、中期対応段階、復旧段階に分けることができる。

各段階の主な取り組みとして、準備段階では、緊急時を想定した行動計画の策定、訓練等での検証、評価、改善。初期対応段階では、限られた情報の中で原子力災害の影響を可能な限り最小限に抑えるための迅速な防護措置等の対応を行うことである。中期対応段階では、放射線状況に基づく初期の防護措置の変更や解除、長期防護措置の検討を行うこと。復旧段階では、被災地域の長期的な復旧計画の策定、通常の社会的・経済的活動への復帰の支援を行うことである。

特に、初期対応段階においては、住民等へ放射線等の影響発生を回避するため、施設の状況に応じた予防的防護措置及び緊急時モニタリングに基づく緊急時防護措置を講じなければならない。

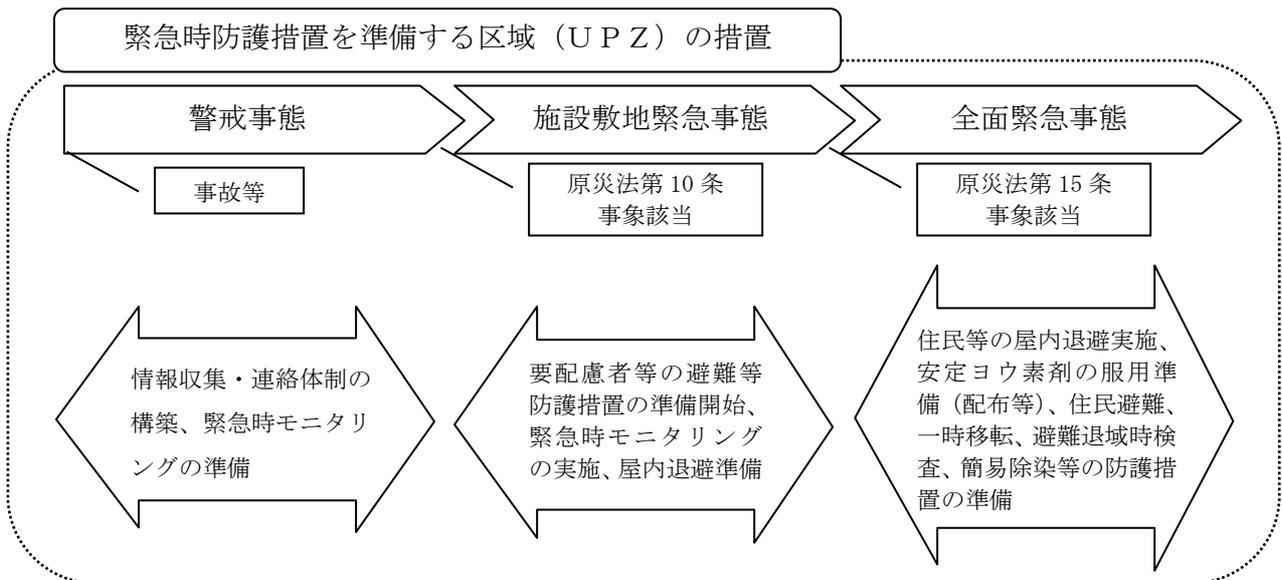
この初期対応段階における予防的防護措置及び緊急時防護措置を混乱なく円滑に実行するため、本計画は、伊方発電所での事故の連絡を受けた直後から避難完了までの対応を定めるものである。

《緊急事態の段階》



緊急事態の初期対応段階における防護措置

《緊急事態区分及び避難等防護措置の概要》



2 避難行動計画の基本方針等

2-1 避難行動計画の基本方針

- 住民や関係機関等への情報伝達が確実にできる体制を整えるとともに、ベースモデルとなる避難先、避難ルート及び避難手段をあらかじめ明示する。
- 伊方発電所の状況に応じて決定される緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）、運用上の介入レベル（OIL）の基準に応じて、段階的に避難指示がなされるものと想定し、大量の放射性物質放出前までの避難完了を目指す。
- 事故発生から避難完了までの緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）の各区分、運用上の介入レベル（OIL）の基準の各段階における住民等の対応方法を示す。
- 避難により時間を必要とする要配慮者の安全かつ迅速な避難を図る。
- 県が定める広域避難計画との整合性を図る。

2-2 避難にあたっての基本的な考え方

(1) 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）への避難指示等について

① 警戒事態段階（以下「Aレベル」という。）

- ・ 要配慮者等に対し、避難準備を連絡する。
- ・ 保育園（所）、幼稚園、小・中学校、高等学校に帰宅準備を連絡する。

(住民等の留意事項)

- 住民は外出を控え、今後の情報に注意する。
- 要配慮者及び関係者は、避難手段の確保等の準備を行う。
- 市外からの就労・就学者及び観光客等一時滞在者（以下「観光客等」という。）は、直ちに市外へ退去する。

② 施設敷地緊急事態段階（以下「Bレベル」という。）

- ・ 保育園（所）、幼稚園、小・中学校、高等学校の児童、生徒等は、所定の方法により迅速に帰宅させる。（保護者の迎え又はスクールバス等）
- ・ 住民に対し、屋内退避、避難指示に備え、帰宅を促す。

③ 全面緊急事態段階（以下「Cレベル」という。）

- ・ 屋内退避を指示する。
- ・ 安定ヨウ素剤の配布を準備する。

(住民等の留意事項)

- 住民は帰宅をして屋内退避する。
- 帰宅退避後は、顔や手を洗い、うがいを行う。
- 退避建物はすべての窓やドアを閉め、換気を止めて外気を遮断する。
- 正確な情報収集に努める。
- 観光客等は、直ちに市外退去する。

④ 避難指示段階（空間放射線量率がOIL1の基準を超えた場合）

- ・ 国、県の指示又は市長の判断により、避難区域を設定し、対象地域に避難を指示する。

(以下避難指示後の対応)

- ・避難住民は、原則、一時集結所に集合し、安定ヨウ素剤を服用した後、広域避難を実施する。

自力で避難可能な住民は、

自主防災組織単位で定める一時集結所に「住民避難カード」を提出し、自家用車等により避難を行う。(渋滞を避けるため、隣近所で乗合わせるなどの方法で避難する。)

自力で避難できない住民は、

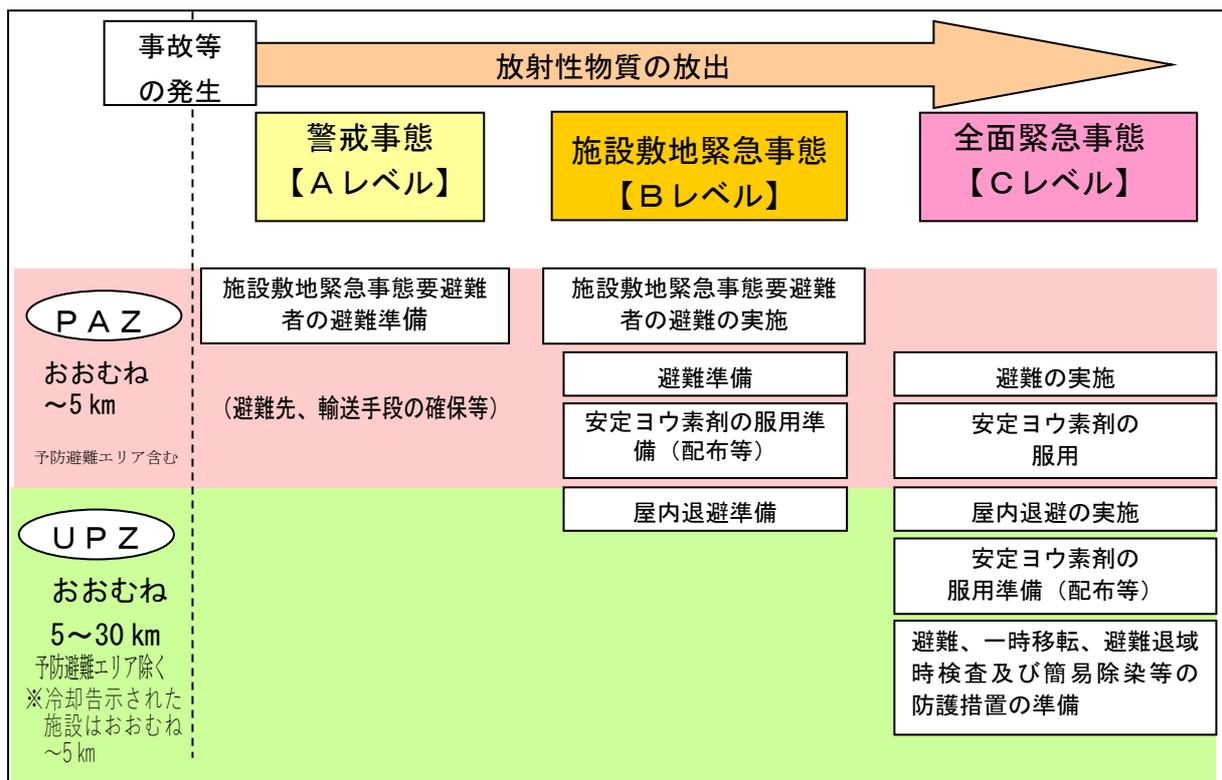
市が手配する車両(市バス、公用車等)により、自主防災組織単位で定める一時集結所に搬送し、一時集結所からバス等により避難を行う。

※ 愛媛県に対する一時集結所へのバス等の手配は、Cレベルにおいて取りまとめ、OILに基づく避難基準に達した場合、即避難できるよう調整する。

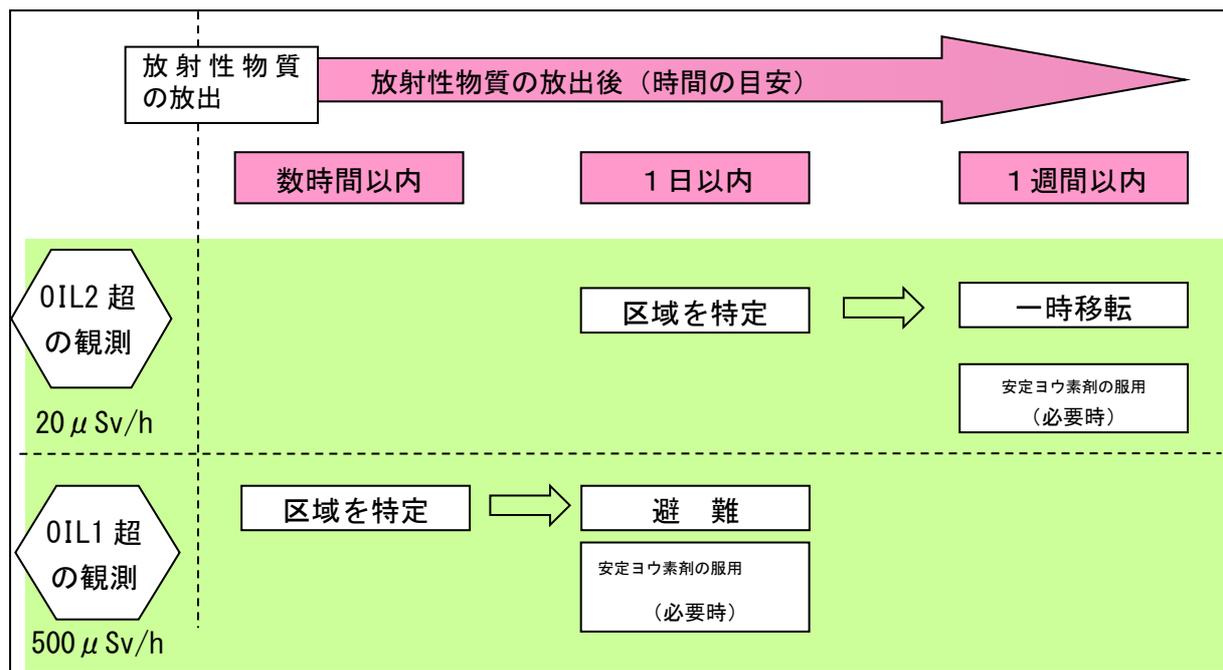
⑤ 一時移転段階(空間放射線量率がOIL2の基準を超えた場合)

- ・国、県の指示又は市長の判断により、一時移転区域を設定し、対象区域の住民に一時移転を指示する。

《放射性物質放出前避難等防護措置実施フロー》



《放射性物質放出後のUPZの避難等防護措置実施フロー》



(2) 屋内退避、避難等に関する指標

伊方発電所の全面緊急事態における避難等の指示（UPZの範囲）については、緊急時モニタリングによる測定結果、運用上の介入レベル（OIL）の値を超えた場合実施される。

《防護措置実施の判断基準》 ※原子力災害対策指針より抜粋

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※ ¹			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※ ²)			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	β 線：40,000 cpm※ ³ (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000 cpm※ ⁴ 【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難又は一時移転等の基準に基づいて避難等した避難者等に避難区域時検査を実施して、基準を超える際は除染等を実施
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※ ⁵ の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※ ²)			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施
飲食物摂取制限※ ⁹	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h※ ⁶ (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※ ²)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※ ⁷	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、 穀類、肉、 卵、魚、 その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
			放射性ヨウ素	300 Bq/kg	2,000 Bq/kg※ ⁸	
			放射性セシウム	200 Bq/kg	500 Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
ウラン	20 Bq/kg	100 Bq/kg				

※¹ 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※² 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

- ※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6値を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

《避難等防護措置》

①避難及び一時移転

避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るもの。

○避難 … 空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するもの。

○一時移転 … 緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するもの。

②屋内退避

屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図るもの。

特に、病院や社会福祉施設等においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

(3) 安定ヨウ素剤の取扱い

原子力災害により放射性物質が周辺環境に放出された場合、放射性物質のうち放射性ヨウ素が吸入、経口摂取等により体内に取り込まれると、放射性ヨウ素は甲状腺に選択的に集積するため、放射性ヨウ素による内部被ばくの影響により数年から数十年後に甲状腺がん等を発症するリスクが上昇する。しかし、安定ヨウ素剤を事前に服用することにより、甲状腺への放射性ヨウ素の到達量を低減することができる。

安定ヨウ素剤の取扱いについては、「安定ヨウ素剤の配布・服用にあたって」（原子力規制庁）及び「愛媛県原子力災害医療活動実施要領」等との整合性を図り、基準等の見直しが行われた場合には、適宜見直しを行うものとする。

現時点における安定ヨウ素剤の取扱いは下記のとおりとする。

① 服用対象者

年齢が低いほど放射性ヨウ素による甲状腺がん等の発症のリスクは高くなるため、妊婦、授乳婦及び未成年者（乳幼児を含む）の服用を優先する。

また、WHOガイドライン 2017 年版において、40 歳以上の者への安定ヨウ素剤の服用効果はほとんど期待できないとされていることから、原則、避難指示区域内の 40 歳未満の者（一時滞在者を含む）を対象とする。

ただし、40 歳以上であっても妊婦、授乳婦及び希望者には配布するが、服用不適切者（安定ヨウ素剤の成分又はヨウ素に対し、過敏症の既往歴のある者）は対象から除外する。

※3 歳未満の乳幼児については、ゼリー状又は薬剤師等が散剤を用いて、液状の安定ヨウ素剤を調製したものを服用する。

② 配布方法

国の指示に基づき、安定ヨウ素剤を配布する。原則、一時集結所において、避難者カードを提出し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤の服用の目的、効果、服用対象者、服用方法、副作用等の注意事項について説明を行い、「安定ヨウ素剤予防服用に関する問診票」を記入してもらい、問診票と引き換えに安定ヨウ素剤を配布する。ただし、災害の状況により、医師が関与できない場合には、薬剤師の協力を求めるなど状況に応じて適切な方法で配布及び服用を行うものとする。

配布に関する手順は、以下のとおりとする。

- ・市は、防災行政無線等による住民広報を実施し、住民に安定ヨウ素剤の配布を周知する。
- ・住民は、避難者カードを持参し、住所地の一時集結所へ集合する。
- ・医師の問診等の実施後、問診票と引き換えに安定ヨウ素剤と添付資料（服用説明書）を受け取る。
- ・避難者カードを持参していない場合は、予備の避難者カードに必要事項を記入する。
- ・原則として、安定ヨウ素剤の配布場所は一時集結所とするが、配布する時点で一時集結所以外の公共施設に集合している住民の状況（高齢者が多数集まっている場合等）に応じて、安定ヨウ素剤を当該公共施設に運搬し配布することとする。
- ・屋内退避の段階（全面緊急事態）で安定ヨウ素剤の配布・服用の指示が出る場合も想定されるため、具体的な配布手順を検討する中で、今後、平常時の事前配

布を含めて検討する。

③ 服用回数

原則、1回とする。

④ 服用量

下表に示す年齢に応じた量を服用するものとする。

《安定ヨウ素剤の適切な服用量》

対象者	ヨウ素量 (mg)	ヨウ化カリウム量 (mg)	服用方法
生後1か月未満	12.5	16.3	ゼリー剤 (16.3 mg) 1包
生後1か月以上 3歳未満	25	32.5	ゼリー剤 (16.3 mg) 2包 又は ゼリー剤 (32.5 mg) 1包
3歳以上13歳未満	38	50	丸剤 1丸
13歳以上	76	100	丸剤 2丸

(注1) 内服液は、医薬品ヨウ化カリウムの原薬を水に溶解したものをを用いる。

(注2) 丸剤やゼリー剤を服用出来ない場合は、内服液を服用させる。

この場合の服用量は、13歳以上6 mL、3歳以上13歳未満3 mL、
生後1ヶ月以上3歳未満2 mL、生後1ヶ月未満1 mLとする。

⑤ 服用の時期

原則として、国（原子力規制委員会）が避難や屋内退避と合わせた防護措置として、安定ヨウ素剤服用の必要性を判断し、原子力災害対策本部長又は県災害対策本部長の指示を受け、市災害対策本部長が住民等及び防災業務従事者に対し服用の指示を出すこととなる。

《安定ヨウ素剤の投与時期と効果》

安定ヨウ素剤の投与時期	抑制効果
放射性ヨウ素が摂取される前の24時間以内又は直後	90%以上の抑制効果
放射性ヨウ素が摂取された後8時間以内	約40%以上の抑制効果

※安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素による内部被ばくに対する防護効果に限定されることから、避難や一時移転等の防護措置と組み合わせて活用する必要がある。

2-3 緊急事態の段階

伊方発電所の事故等の情報を国、愛媛県、四国電力株式会社等から、迅速かつ正確に収集、整理し、必要に応じた段階的な対策の体制を図り、住民に混乱が生じないように配慮する。

《緊急事態区分に応じた防護措置等の概要》

区分	防護措置（市の対応）等
警戒事態 【Aレベル】	<ul style="list-style-type: none"> ① 市災害対策本部の設置（県との対策協議、情報収集） <ul style="list-style-type: none"> ○ 愛媛県モニタリング本部にモニタリング要員を派遣 ② 住民広報の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○ 事故等の状況 ○ 屋内退避準備指示（帰宅準備）
施設敷地緊急事態 【Bレベル】	<ul style="list-style-type: none"> ① 市災害対策本部（国、県との対策協議、情報収集） <ul style="list-style-type: none"> ○ 愛媛県オフサイトセンターに参集要員を派遣 ○ 緊急時モニタリングセンターに参画 ② 住民広報の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○ 事故等の状況 ○ 屋内退避準備指示（帰宅要請） ○ 要配慮者への避難準備指示 ③ 一時集結所の開設準備 <ul style="list-style-type: none"> ○ 担当職員を一時集結所に配置（職員は線量計を携行） ○ 安定ヨウ素剤（問診票、服用説明書）を配備
全面緊急事態 【Cレベル】	<ul style="list-style-type: none"> ① 市災害対策本部（国、県との対策協議、情報収集） <ul style="list-style-type: none"> ○ 愛媛県オフサイトセンターに参集要員を派遣継続 ○ 緊急時モニタリングセンターに参画継続 ② 住民広報の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○ 屋内退避指示 ○ 避難準備指示 ③ 一時集結所 <ul style="list-style-type: none"> ○ 住民の受入れ ○ 避難に備え、現時点で必要となるバスの台数を算出し市災害対策本部に連絡 ○ 安定ヨウ素剤配布準備

《各緊急事態区分を判断するEALの枠組み》

【警戒事態】

警戒事態を判断するEAL	
1. 敷地境界付近の空間ガンマ線量率の上昇(AL01)	【1、2、3号機】
(1) 発電所の事故により、放射性物質が外部に放出され、モニタリングステーションまたはモニタリングポストの空間ガンマ線量率が $0.15 \mu\text{Sv/h}$ を超えたとき。 (2) 愛媛県または山口県が設置しているモニタリングステーションまたはモニタリングポストによる空間ガンマ線量率が、 $0.15 \mu\text{Sv/h}$ を超えたことの連絡を受け、発電所の異常に起因するものと確認したとき。	
2. 原子炉停止機能の異常または異常のおそれ(AL11)	【3号機】
原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないとき、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないとき、若しくは停止したことを確認することができないとき。	
3. 原子炉冷却材の漏えい(AL21)	【3号機】
原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないとき、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生したとき。	
4. 蒸気発生器給水機能喪失のおそれ(AL24)	【3号機】
原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失したとき。	
5. 非常用交流高圧母線喪失または喪失のおそれ(AL25)	【3号機】
非常用交流高圧母線が一となった場合において当該非常用交流高圧母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続したとき、全ての非常用交流高圧母線からの電気の供給が停止したとき、又は外部電源喪失が3時間以上継続したとき。	
6. 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失(AL29)	【3号機】
原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失したとき。	
7. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ(AL30)	【3号機】
使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下したとき。	
8. 単一障壁の喪失または喪失のおそれ(AL42)	【3号機】
燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失したおそれがあるとき、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失したとき。	
9. 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ(AL51)	【3号機】
原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じたとき。	
10. 所内外通信連絡機能の一部喪失(AL52)	【3号機】
原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失したとき。	

警戒事態を判断するEA	
11. 重要区域※での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ(AL53)	【3号機】
重要区域※において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失したおそれがあるとき。	
12. 外的事象(自然災害)の発生	
(1)大地震の発生	【1、2、3号機】
当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生したとき。	
(2)大津波警報の発表	【1、2、3号機】
当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表されたとき。	
(3)その他	【3号機】
当該原子力施設において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生したとき。	
13. 原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した	【1、2、3号機】
場合	
(1)オンサイト総括が警戒事象と認める事象	
オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生したとき。	
(2)その他外的事象の発生のおそれ	
その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響をおよぼすおそれがあることを認知したとき。	

※各項目中の()内に記載している番号(AL01等)は、四国電力株式会社「伊方発電所原子力事業者防災業務計画」に示すEAL No.である。

※重要区域は、四国電力株式会社「伊方発電所原子力事業者防災業務計画」に示す区域である。

【施設敷地緊急事態】

施設敷地緊急事態を判断するEAL	
1. 敷地境界付近の放射線量の上昇 (SE01)	【1、2、3号機】
放射線測定設備 (No.1～4モニタリングポスト) またはモニタリングステーションにおいて以下の状態に至ったとき。ただし、落雷の影響による場合または格納容器排気筒ガスモニタ、補助建屋 (家) 排気筒ガスモニタおよび原子炉または使用済燃料貯蔵槽に係るすべてのエリアモニタリング設備により、検知された数値に異常が認められない場合は除く。	
(1) 1または2地点以上において、 $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上を検出したとき。	
(2) 1または2地点以上において、 $1 \mu\text{Sv/h}$ 以上を検出した場合、中性子測定用可搬式測定器によって $1 \mu\text{Sv/h}$ 以上を検出した放射線測定設備の周辺の中性子線量率を測定し、両者の合計が $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上となったとき。	
または、愛媛県または山口県が設置しているモニタリングステーションもしくはモニタリングポストが上記の状態に至ったことの連絡を受け、発電所の異常に起因するものと確認したとき。	
2. 通常放出経路での気体放射性物質の放出 (SE02)	【1、2、3号機】
以下に示す排気筒において「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」(以下、「通報事象等規則 (原子炉施設)」という。) 第5条第1項で定める基準以上の放射性物質を検出したとき。	
(1) 1号機補助建家排気筒	
(2) 1号機格納容器排気筒	
(3) 2号機補助建家排気筒	
(4) 2号機格納容器排気筒	
(5) 3号機補助建屋排気筒	
(6) 3号機格納容器排気筒	
3. 通常放出経路での液体放射性物質の放出 (SE03)	【1、2、3号機】
放水口において、「通報事象等規則 (原子炉施設)」第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が検出される放射性液体廃棄物を放出したとき。	
4. 火災、爆発等による管理区域外での放射線量の検出 (SE04)	【1、2、3号機】
火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において、 $50 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量率を検出したとき。	
または、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき。	
5. 火災、爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 (SE05)	【1、2、3号機】
火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において、放射能水準が $5 \mu\text{Sv/h}$ の放射線量率に相当するものとして、「通報事象等規則 (原子炉施設)」第6条第2項に定める基準以上の放射性物質が検出されたとき。	
または、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき。	

6. 原子炉外での臨界事故のおそれ(SE06)	【1、2、3号機】
原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体及び再処理施設の内部を除く。)において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態になったとき。	
7. 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注入不能(SE21)	【3号機】
原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないとき。	
8. 蒸気発生器給水機能の喪失(SE24)	【3号機】
原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失したとき。	
9. 非常用交流高圧母線の30分間以上喪失(SE25)	【3号機】
全ての非常用交流高圧母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続したとき。	
10. 直流電源の部分喪失(SE27)	【3号機】
非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続したとき。	
11. 停止中の原子炉冷却機能の喪失(SE29)	【3号機】
原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失したとき。	
12. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失(SE30)	【3号機】
使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないとき。	
13. 格納容器健全性喪失のおそれ(SE41)	【3号機】
原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えたとき。	
14. 2つの障壁の喪失または喪失のおそれ(SE42)	【3号機】
燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがあるとき、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがあるとき、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失したとき。	
15. 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用(SE43)	【3号機】
炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用したとき。	
16. 原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失(SE51)	【3号機】
原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、または原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失したとき。	

17. 所内外通信連絡機能の全ての喪失(SE52)	【3号機】
原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失したとき。	
18. 火災・溢水による安全機能の一部喪失(SE53)	【3号機】
火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失したとき。	
19. 防護措置の準備および一部実施が必要な事象発生(SE55)	【1、2、3号機】
その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生したとき。	

※各項目中の（）内に記載している番号（SE01等）は、四国電力株式会社「伊方発電所原子力事業者防災業務計画」に示すEAL No.である。

【全面緊急事態】

全面緊急事態を判断するEAL	
<p>1. 敷地境界付近の放射線量の上昇 (GE01) 【1、2、3号機】</p> <p>放射線測定設備 (No.1～4モニタリングポスト) またはモニタリングステーションにおいて以下の状態に至ったとき。ただし、落雷の影響による場合または格納容器排気筒ガスモニタ、補助建屋 (家) 排気筒ガスモニタおよび原子炉または使用済燃料貯蔵槽に係るすべてのエリアモニタリング設備により、検知された数値に異常が認められない場合は除く。</p> <p>(1) 1または2地点以上において、$5 \mu\text{Sv/h}$ 以上を検出したとき。</p> <p>(2) 1または2地点以上において、$1 \mu\text{Sv/h}$ 以上を検出した場合、中性子測定用可搬式測定器によって$1 \mu\text{Sv/h}$ 以上を検出した放射線測定設備の周辺の中性子線量率を測定し、両者の合計が$5 \mu\text{Sv/h}$ 以上となったとき。</p> <p>または、愛媛県または山口県が設置しているモニタリングステーションもしくはモニタリングポストが上記の状態に至ったことの連絡を受け、発電所の異常に起因するものと確認したとき。</p> <p>ただし、これらの放射線量のいずれかが、2地点以上においてまたは10分間以上継続して検出した場合に限る。</p>	
<p>2. 通常放出経路での気体放射性物質の放出 (GE02) 【1、2、3号機】</p> <p>以下に示す排気筒において「通報事象等規則 (原子炉施設)」第12条第1項で定める基準以上の放射性物質を検出したとき。</p> <p>(1) 1号機補助建家排気筒</p> <p>(2) 1号機格納容器排気筒</p> <p>(3) 2号機補助建家排気筒</p> <p>(4) 2号機格納容器排気筒</p> <p>(5) 3号機補助建屋排気筒</p> <p>(6) 3号機格納容器排気筒</p>	
<p>3. 通常放出経路での液体放射性物質の放出 (GE03) 【1、2、3号機】</p> <p>放水口において、「通報事象等規則 (原子炉施設)」第12条第1項で定める基準以上の放射性物質が検出される放射性液体廃棄物を放出したとき。</p>	
<p>4. 火災、爆発等による管理区域外での異常な放射線量の検出 (GE04) 【1、2、3号機】</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において5mSv/h 以上の放射線量率を検出したとき。</p> <p>または、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき。</p>	
<p>5. 火災、爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 (GE05) 【1、2、3号機】</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において、放射能水準が$500 \mu\text{Sv/h}$ の放射線量率に相当するものとして、「通報事象等規則 (原子炉施設)」第6条第2項に定める基準の100 倍以上の放射性物質を検出したとき。</p> <p>または、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき。</p>	

6. 原子炉外での臨界事故(GE06)	【1、2、3号機】
原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉本体の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)になったとき。	
7. 全ての原子炉停止操作の失敗(GE11)	【3号機】
原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないとき、又は停止したことを確認することができないとき。	
8. 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注入不能(GE21)	【3号機】
原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による当該原子炉への注水が直ちにできないとき。	
9. 蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注入不能(GE24)	【3号機】
原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないとき。	
10. 非常用交流高圧母線の1時間以上喪失(GE25)	【3号機】
全ての非常用交流高圧母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続したとき。	
11. 全直流電源の5分間以上喪失(GE27)	【3号機】
全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続したとき。	
12. 炉心損傷の検出(GE28)	【3号機】
炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知したとき。	
13. 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失(GE29)	【3号機】
蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないとき。	
14. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出(GE30)	【3号機】
使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下したとき、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないとき。	
15. 格納容器圧力の異常上昇(GE41)	【3号機】
原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達したとき。	
16. 2つの障壁喪失および1つの障壁の喪失または喪失のおそれ(GE42)	【3号機】
燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあるとき。	

17. 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失(GE51)

【3号機】

原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなるにより、原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失したとき、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失したとき。

18. 住民の避難を開始する必要がある事象発生(GE55)

【1、2、3号機】

その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生したとき。

※各項目中の（ ）内に記載している番号（GE01等）は、四国電力株式会社「伊方発電所原子力事業者防災業務計画」に示すEAL No.である。

3 避難行動計画の対象範囲

3-1 避難行動計画の対象とする地域

西予市内における伊方発電所から概ね 30 km 圏内の地域は次のとおりである。

伊方発電所で発生した事故等、有事の際には、国、愛媛県等からの指示、若しくは自らの判断により、災害対策基本法及び原災法に基づき、市長は、避難指示等を発令する。

ただし、UPZ 外（概ね 30 km 以遠）においても避難指示等が必要になった場合は、本計画を基に臨機応変に対応するものとする。

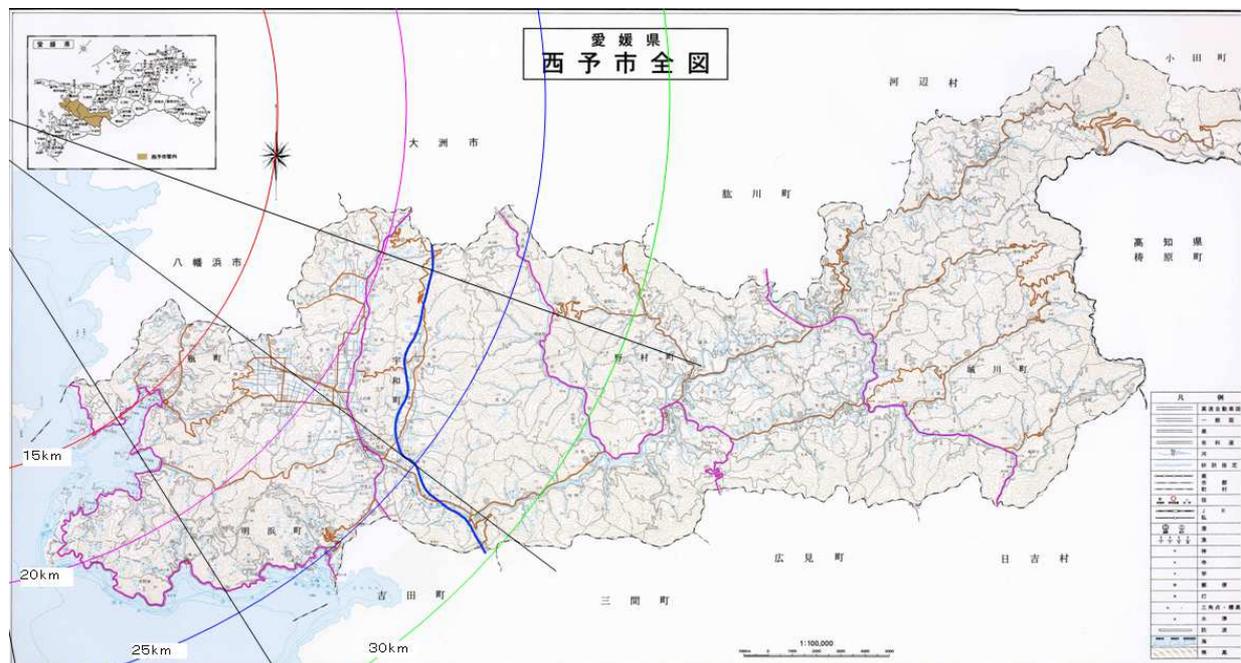
《避難行動計画の対象とする地域》

距離	対象地域（行政区）		人口
10～15km	三瓶町	周木・垣生・嶋山	1,175 人
	計		1,175 人
15～20km	宇和町	河内・伊延東・伊延西・岡山 田苗 小原・岩木・郷内・西山田	2,053 人
	三瓶町	長早・二及・1区・2区・3区・4区・5区（安土）・6区 （有網代）・7区・8区・和泉・有太刀・蔵貫浦・蔵貫・皆 江・下泊	4,890 人
	計		6,943 人
20～25km	明浜町	俵津1区・俵津2区・俵津3区・俵津4区・俵津5区・俵津 6区・俵津7区・俵津8区・俵津9区 渡江・門之脇・あけはま荘・はまゆう・大狩浜・浜組・上組・ 南組 高山1区・高山2区・高山3区・高山4区・高山5区・高山 6区・宮野浦1区・宮野浦2区・宮野浦3区 田之浜1区・田之浜2区・田之浜3区・田之浜4区	2,814 人
	宇和町	久保・信里・東多田・瀬戸 真土東・真土西・加茂・大江・杵所・清沢上・清沢下・坂戸 山田・仁土 卯之町1区・卯之町2区・卯之町3区・卯之町4区・卯之町 5区・卯之町6区・卯之町7区・松葉学園・卯之町8区・卯 之町9区・卯之町10区・卯之町11区・卯之町12区・卯之 町13区・卯之町14区・卯之町15区・卯之町16区・鬼窪 1区・鬼窪2区・鬼窪3区・鬼窪4区・鬼窪5区・鬼窪6区・ 鬼窪7区・鬼窪8区・鬼窪9区・郷団地・特別老人ホーム・ 伊賀上1区・伊賀上2区・伊賀上3区・伊賀上4区・伊賀上 5区・伊賀上6区・伊賀上7区・神領・久枝1区・久枝2区・ 久枝3区・野田・小野田・希望の森・永長・れんげ団地・上 松葉・下松葉・松葉団地・若宮団地・ひまわり団地・みどり 団地・開明の杜・明石・新城・常定寺・窪・平野・伊崎・田 野中・さくら団地	12,640 人
	計		15,454 人

距離	対象地域 (行政区)		人口
25～30km	宇和町	稲生上・稲生下・皆田日之地・皆田岡組・皆田下組・下川上組・下川中組・下川下組 明間上成・明間岡山・明間昭和・明間中組・明間倉谷	1,462人
	野村町	白髭奥組・白髭中間・白髭中組・白髭白岩・松溪上組・松溪上中・松溪下中・松溪下組・鳥鹿野・長谷・旭上組・旭下組・陰の地・日の地・古谷・四郎谷中・四郎谷上・河西舟坂・杉山・榎・成城・柿木・金集・小滝	1,058人
計			2,520人
対象地域 合計 26,092人			

(令和5年1月1日現在)

《西予市が指示する避難区域図》



3-2 避難等の対応方針

住民避難の実施に際しては、「2-3 緊急事態の段階」のとおり、伊方発電所の事故の規模等に応じて、緊急時モニタリングによる測定結果を踏まえ、国、愛媛県等と協議し、時間的な進展を考慮し、屋内退避、避難等の対象となる区域を定める。

市は、原子力緊急事態において設置される現地災害対策本部並びに愛媛県オフサイトセンターにあらかじめ指名した職員を配置し、情報の把握と関係機関との緊密な連携を図るものとする。なお、伊方発電所の事故を想定した避難等の区域については、伊方発電所からの距離、方位等に応じて、概ね5kmごとに分けた下表「西予市における対象地域及び避難先等」を基本とし、自主防災組織を単位として行動するものとする。

《西予市における対象地域及び避難先等》 ※津波災害を想定し、2次一時集結所を追加

番号	距離	自主防災組織名	一時集結所	世帯数	人口	うち在宅の避難行動要支援者数	避難先 (受入自治体)
1	10 km ～ 15 km	周木地区自主防災会	三瓶中学校 【2次】 石城小学校	265	492	110	西予 市内
2		垣生自主防災会		353	673	115	
3		嶋山自主防災会		9	10	3	
4	15 km ～ 20 km	一区自主防災会		269	534	117	西予 市内
5		二区自主防災会		186	372	67	
6		三区自主防災会		143	272	59	
7		四区自主防災会		391	844	145	
8		安土自主防災会		190	352	71	
9		有網代自主防災会		62	118	30	
10		七区自主防災会		99	204	45	
11		八区自主防災会		179	366	43	
12		和泉自主防災会		39	80	14	
13		有太刀自主防災会		45	81	19	
14		蔵貫浦自主防災会		157	264	34	
15		蔵貫自主防災会		115	209	51	
16		皆江自主防災会		182	315	88	
17		下泊自主防災会		142	261	74	
18		二及自主防災会		241	439	125	
19		長早自主防災会		103	179	48	
20		多田地区自主防災会	多田小学校	(348)	(680)	(170)	東温市
21		中川地区自主防災会	中川小学校	(38)	(81)	(12)	
22		石城地区自主防災会	石城小学校	(613)	(1,292)	(239)	

番号	距離	自主防災組織名	一時集結所	世帯数	人口	うち在宅の避難行動要支援者数	避難先 (受入自治体)
23	20 k m ～ 25 k m	俵津自主防災クラブ	明浜中学校 【2次】 皆田小学校	490	979	203	東温市
24		狩江自主防災クラブ		413	788	128	
25		高山自主防災クラブ		296	511	145	
26		宮野浦自主防災クラブ		125	241	35	
27		田之浜自主防災クラブ		149	295	74	
28	20 k m ～ 25 k m	多田地区自主防災会	多田小学校	(323)	(617)	(107)	東温市
29		中川地区自主防災会	中川小学校	(874)	(1,966)	(216)	
30		石城地区自主防災会	石城小学校	(171)	(300)	(71)	
31		れんげ地区自主防災会	宇和中学校	228	477	53	砥部町
32		永長地区自主防災会		133	297	47	
33		上松葉地区自主防災会		366	798	68	
34		下松葉自主防災会		633	1,383	118	
35		ひまわり団地 自主防災会		144	355	21	
36		松葉団地防災組合		75	148	16	
37		若宮団地自主防災会		78	171	22	
38	久枝1区自主防災会	195		410	52		
39	久枝2区地区自主防災会	72		159	31		
40	久枝3区地区自主防災会	144		255	36		
41	神領地区自主防災会	63	124	10			
42	野田自主防災会	59	113	21			
43	小野田地区自主防災会	104	169	23			
44	卯之町地区自主防災会	宇和町 小学校	698	1,328	245	久万 高原町	
45	卯之町一区自主防災会		145	279	73		
46	鬼窪地区自主防災会		398	768	125		
47	鬼窪9区自主防災会		141	279	41		
48	伊賀上自主防災クラブ		210	437	89		
49	みどり団地自治会 自主防災会		104	261	21		
50		田之筋地域づくり協議会 防災部	田之筋 小学校	696	1,546	264	久万 高原町
51	25 k m ～ 30 k m	下宇和自主防災会	皆田小学校	511	1,123	150	久万 高原町
52		明間地区自主防災連合会	明間地区体育館	(182)	(339)	(89)	西予 市内
53		溪筋自主防災クラブ	溪筋地区体育館	(384)	(809)	(157)	
54		中筋自主防災クラブ	中筋地区体育館	(120)	(249)	(43)	

※ () 自主防災組織のうち、対象地域のみ記入

(令和5年1月1日現在)

4 避難に関する情報伝達

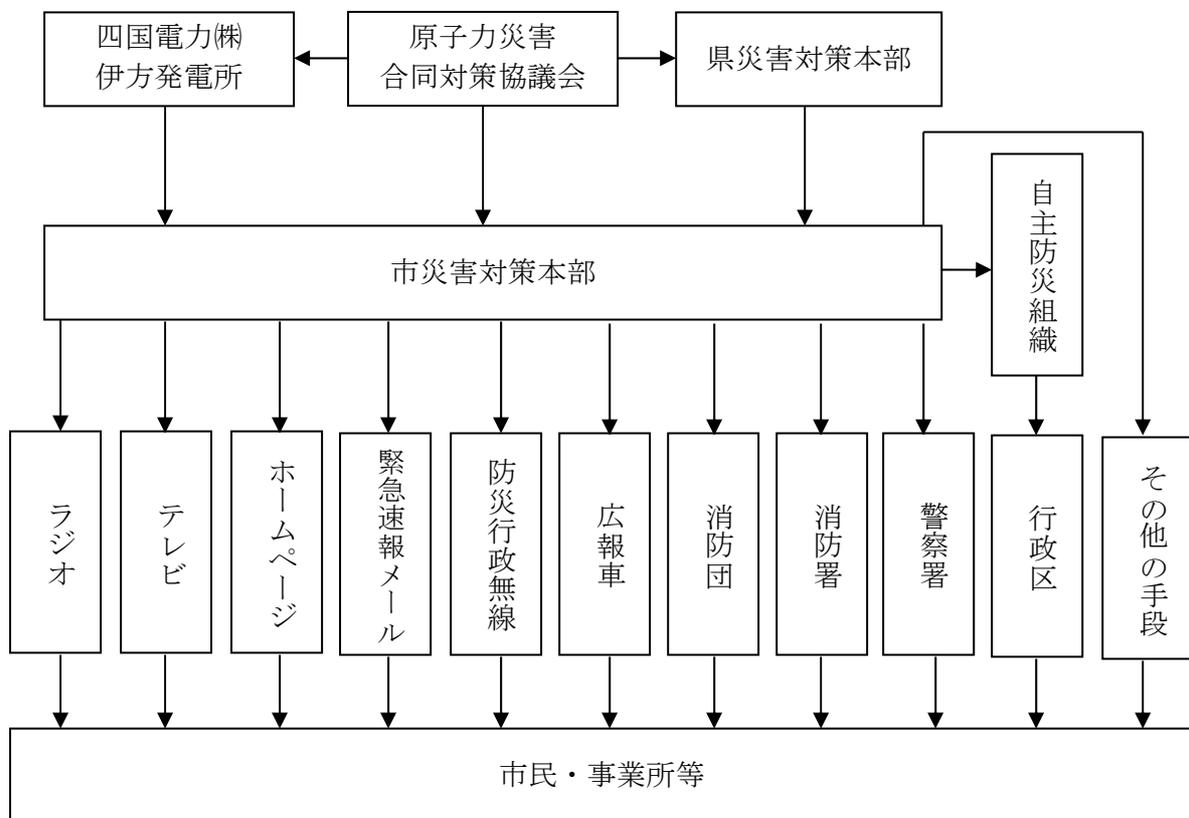
4-1 住民等への情報伝達

市防災行政無線により、対象地域の住民、事業所、観光客等に対して速やかな帰宅又は避難を指示する。

また、市防災行政無線のほか、避難等に関する住民等への情報伝達は、次のとおり複数の伝達手段により実施する。

(広報例文は、資料編に掲載する)

《避難に関する情報伝達フロー》



4-2 伝達内容等

(1) 広報の時機

市は、災害の状況に応じて、次のようなタイミングで広報を実施するものとする。

- 緊急事態区分等に至った場合（警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態）
- 市が特別の体制（災害対策本部設置等）をとった場合
- 事故や災害の状況に大きな変化があった場合
- 住民避難、屋内退避、避難準備等を要請する場合
- 放射性物質が放出された場合
- 緊急時モニタリングの結果がまとまった場合
- その他情報提供が必要な場合（広報の間隔が空いた場合等）

(2) 広報の内容

市は、次の事項について広報を実施するものとする。

- 事故や災害の状況に関する事
- 市及び関係機関の対応状況に関する事
- 住民避難、屋内退避、避難準備等指示に関する事
（対象区域、一時集結所、避難先、避難ルート、注意事項等）
- 気象情報（風向、風速）
- 放射性物質の放出に関する事
- その他（注意事項等）

4-3 住民等からの問い合わせに対する対応

市は、国、愛媛県及び関係機関と連携し、必要に応じ、住民からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等の体制の整備に努める。

また、住民等のニーズを見極めたうえで、情報の収集、整理、発信を行う。

5 避難誘導及び住民の輸送

5-1 一時集結所、広域避難所等

自力で避難可能な住民は、自家用車等による避難を優先する。(渋滞を避けるため、隣近所で乗合わせるなどの方法で避難する。)

自力で避難できない住民は、市が手配する車両(市バス、公用車等)により、自主防災組織単位で定める一時集結所に搬送し、一時集結所からバス等により避難を行う。

なお、一時集結所及び避難先は「3-2【西予市における対象地域及び避難先等】」とし、広域避難所及び避難経路所は原則として、下記のとおりとする。

また、「西予市内の30km圏外(野村町・城川町)」、「東温市」、「砥部町」、「久万高原町」に避難できない場合は、「西条市」へ避難する。

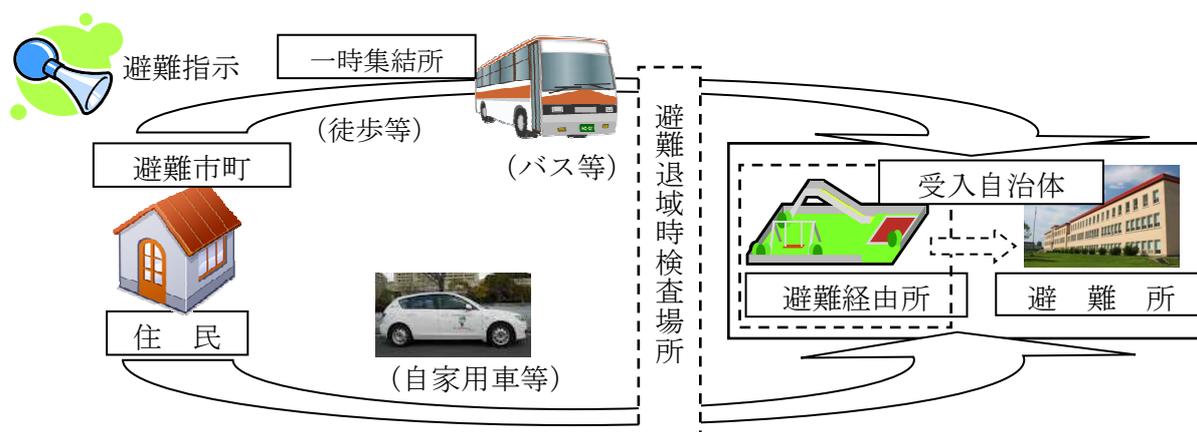
避難指示があった対象地域の住民で、避難指示があった時点で、市外に滞在している場合は、直接、避難経路所に移動する。

なお、避難住民は、一時集結所等から避難経路所までの経路上に設置される避難退域時検査所において必ず避難退域時検査を受け、必要があれば簡易除染等の処置を受けるものとする。

市は、国からの指示に基づき、県や四国電力、自衛隊等と協力し、避難退域時検査場所を設置し、避難住民に対し避難退域時検査を行うとともに、必要に応じて簡易除染等を実施する。

※一時集結所については、複合災害等を想定し、海岸部を対象に二次的な一時集結所を設けるとともに、指定する一時集結所が使用できない場合は、別途一時集結所を指定するものとする。

《広域避難の流れ》



《避難先別避難経由所及び広域避難所》

【一時避難先】

避難先	避難経由所	広域避難所
西予市内（野村町・城川町）	乙亥の里	指示する避難所へ移動
東温市	東温市総合公園	指示する避難所へ移動
砥部町	砥部町陶街道ゆとり公園	指示する避難所へ移動
久万高原町	久万公園グラウンド	指示する避難所へ移動

【第2避難先】

西条市	西条市が指定する避難経由所及び広域避難所へ移動
-----	-------------------------

5-2 避難（輸送）経路

一時集結所から避難経由所までの経路は、原則として愛媛県広域避難計画に基づく下記の避難推奨ルートを基本とする。

ただし、気象条件や複合災害時の道路の被災状況等に応じ、避難推奨ルートでの避難が困難な場合は、下記の避難ルートの中から、代替経路を選択し避難する。なお、警察等による交通規制が実施されている場合は、その指示に従い移動するものとする。

【西予市】避難推奨ルート（各地区別）及び避難退域時検査場所

- 三瓶地区・・・県道 30 号→国道 56 号→県道 29 号→国道 441 号
- 明浜地区・・・県道 45 号→〈県道 29 号→国道 441 号→国道 197 号→県道 229 号→国道 56 号〉又は〈代替経路：国道 56 号〉→県道 23 号→国道 11 号
- 宇和地区（多田・中川・石城）・・・〈国道 56 号→県道 29 号→国道 441 号→国道 197 号→県道 229 号→国道 56 号〉又は〈代替経路：国道 56 号〉→県道 23 号→国道 11 号
- 宇和地区（宇和）・・・〈国道 56 号→県道 29 号→国道 441 号→国道 197 号→県道 229 号→国道 56 号〉又は〈代替経路：国道 56 号〉→県道 23 号→国道 33 号
- 宇和地区（田之筋・下宇和）・・・県道 237 号→〈県道 29 号→国道 441 号→国道 197 号→県道 229 号→国道 56 号〉又は〈代替経路：国道 56 号〉→国道 379 号→国道 380 号→国道 33 号
- 野村地区・・・〈国道 441 号〉又は〈代替経路：国道 441 号→県道 331 号→県道 44 号→県道 29 号→国道 441 号〉→県道 44 号→県道 29 号→国道 441 号

※避難推奨ルート上に設置される避難退域時検査場所（候補地）

- ・野村ダム駐車場（西予市野村町）
- ・清流の里ひじかわ（大洲市肱川町）
- ・内子町役場内子分庁舎（内子町）

《県広域避難計画に基づく避難推奨ルート》 ※伊方地域原子力防災協議会の「伊方地域の緊急時対応」抜粋



5-3 学校等施設からの輸送

乳幼児・児童・生徒等の在校園中に原子力災害が発生した場合、学校等の施設管理者は、市から避難準備指示（施設敷地緊急事態段階：Bレベル）が発令された段階で、乳幼児・児童・生徒等を保護者に引き渡すこととする。

保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の施設管理者は、災害時に適切に対応できるよう地域性を反映したマニュアルを策定し、保護者との間で原子力災害発生時における乳幼児・児童・生徒等の保護者への引き渡しに関するルールをあらかじめ定めておくものとする。

避難指示が発令された段階で、保護者との連絡が取れない乳幼児・児童・生徒等は、施設から教職員等と一緒に避難し、一時集結所又は避難経路所で保護者に引き渡すものとする。

5-4 避難誘導、確認

避難対象地域の住民の避難誘導、避難完了確認は、次の要領によるものとし、可能な範囲で実施するものとする。

(1) 避難誘導時の警察、消防との連携

市災害対策本部は、避難対象地域の住民に避難指示を出す段階で西予警察署と交通規制の場所、規制予定時間、避難対象地域の確認等を調整するとともに、西予市消防本部及び八幡浜消防署第三分署に対して、避難対象地域の避難指示等巡回広報を依頼する。

(2) 避難誘導時の消防団、自主防災組織等との連携

市災害対策本部は、避難対象地域の一時集結所に市職員を配置し、対象地域の消防団員及び自主防災組織と連携し、バス避難の住民と自家用車避難の住民を確認するとともに、バスへの乗車の氏名、世帯構成等人員を確認する。

自主避難が困難な住民は、各地区にバス等を配車して一時集結所へ移動し、その後、愛媛県が手配するバス等により広域避難所へと避難する。

また、消防団に対して、避難対象地域の避難指示等巡回広報を依頼する。

(3) 自家用車での避難についての対応

市は、平常時から自主防災組織等の避難方法と一時集結所、避難経由所、広域避難所（市内及び東温市・砥部町・久万高原町）の周知徹底を図る。

避難指示が発令され、自家用車で直接、避難経由所又は広域避難所等へ移動や避難を行う住民は、隣近所で乗合せるなどの方法で、自家用車等での迅速で円滑な移動、避難を行う。

(4) 避難対象地域の避難完了の確認方法

消防団員及び市職員が可能な限り戸別訪問を実施し、確認する。

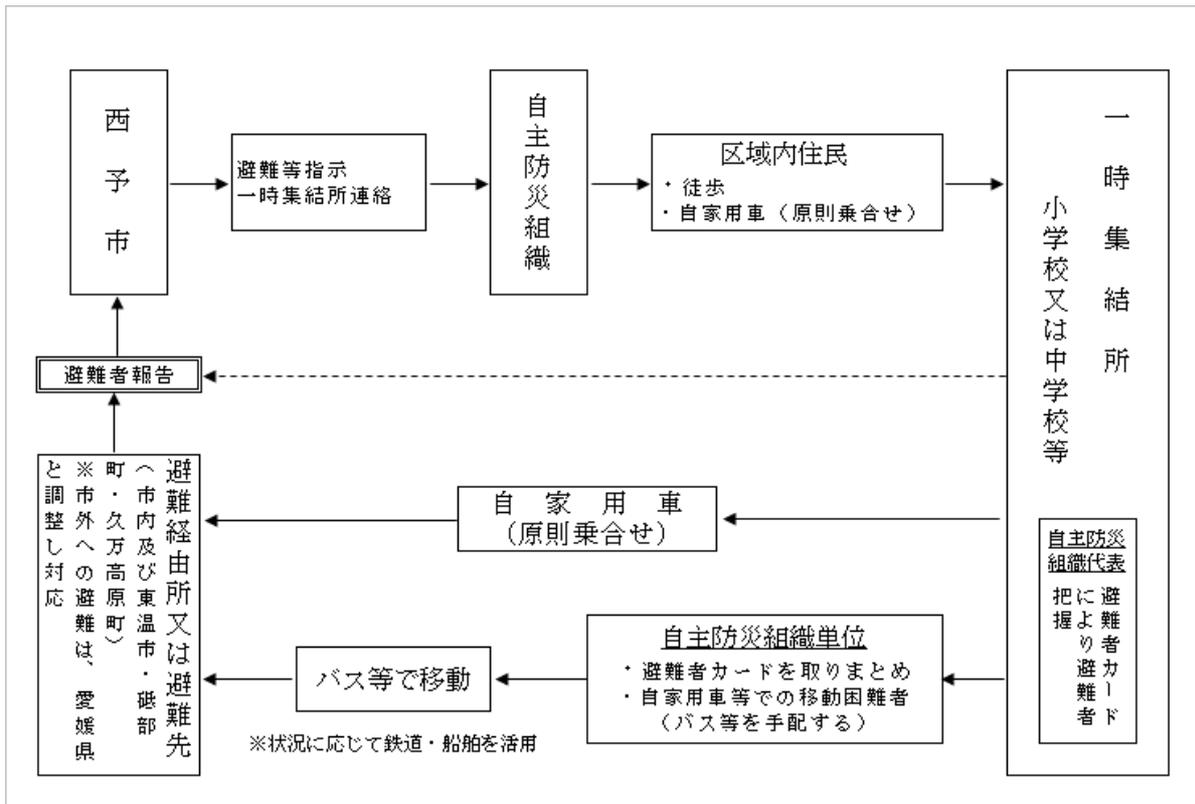
(5) 避難完了報告

市職員は、避難の確認を完了した後、市災害対策本部に「避難完了」を報告する。

《避難の誘導、確認フロー》

段階	活動等
<p style="text-align: center;">準備</p>	<p>市災害対策本部が、避難対象地域の住民に避難指示を出す段階</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>① 西予警察署と交通規制の調整（場所、予定時間、避難対象地域） ② 西予市消防本部及び八幡浜消防署第三分署に避難対象地域の避難指示等巡回広報を依頼 ③ 消防団に避難対象地域の避難指示等巡回広報を依頼</p>
↓	
<p style="text-align: center;">避難指示</p>	<p>① 市災害対策本部は、「4-1 住民等への情報伝達」に基づき、避難対象地域の住民等に避難を指示する。 ② 市災害対策本部は、関係機関との相互連絡を取り、連携を図る。</p>
↓	
<p style="text-align: center;">一時集結所</p>	<p>市災害対策本部は、避難対象地域の一時集結所に職員を配置する。 市職員は、対象地域の消防団員及び自主防災組織と連携して次のことを行う。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>① 住民の避難状況の情報を収集し、市災害対策本部へ報告する。 ② 「避難者カード」により、自家用車避難、バス避難の住民等及び世帯の避難状況を確認する。</p>
↓	
<p style="text-align: center;">避難確認</p>	<p>① 消防団員と市職員とが班を編成するなどにより、可能な限り、一戸ずつ戸別訪問し確認する。 ② 一時集結所に配置された市職員は、避難の確認を完了した後、市災害対策本部に「避難完了」を報告する。 ③ 報告を受けた市災害対策本部は、西予警察署、西予市消防本部及び八幡浜消防署第三分署、消防団に避難完了報告を行う。</p>
↓	
<p style="text-align: center;">広域避難所 避難経路所</p>	<p>① 避難経路所、広域避難所の開設場所に市職員を配置する。 ② 市職員は、避難経路所、広域避難所の職員と協力して、避難者の受け入れ準備を行う。 ③ 市災害対策本部へ避難所に受け入れた住民等を報告し、情報を共有する。</p>

《避難手順（例）》



《避難者カード》

西予市避難者カード

避難等指示区域					市指定避難先				
自主防災組織名					行政区名				
住所	西予市 町				(市外)	県	市	町	
＜ 家族の避難状況 ＞									
世帯主 該当者に○	氏名	年齢	性別 該当に○		連絡先 携帯電話等	職業等 勤務先・学校名を記入	避難先		知人宅等へ避難した場合の連絡先 住所・電話番号等
			男	女			市指定施設	知人宅等	
			男	女					
			男	女					
			男	女					
			男	女					
			男	女					
			男	女					
			男	女					
			男	女					
			男	女					
連絡事項									

- 1 本様式は、原子力災害時に避難する場合に使用する。
- 2 記入できる部分は、あらかじめ記入しておく。
- 3 本様式は、今後、関係機関と協議・調整の上決定する。

6 要配慮者に対する避難支援等

6-1 在宅要配慮者の避難

(1) 情報共有機関及び避難協力機関

市は、在宅要配慮者の避難の誘導、確認等において、下記の機関と連携、協力し迅速な避難完了を図るものとする。

- 西予市消防本部及び八幡浜消防署第三分署
- 西予市消防団
- 西予警察署
- 西予市社会福祉協議会
- 西予市民生児童委員協議会
- 各地区自主防災組織

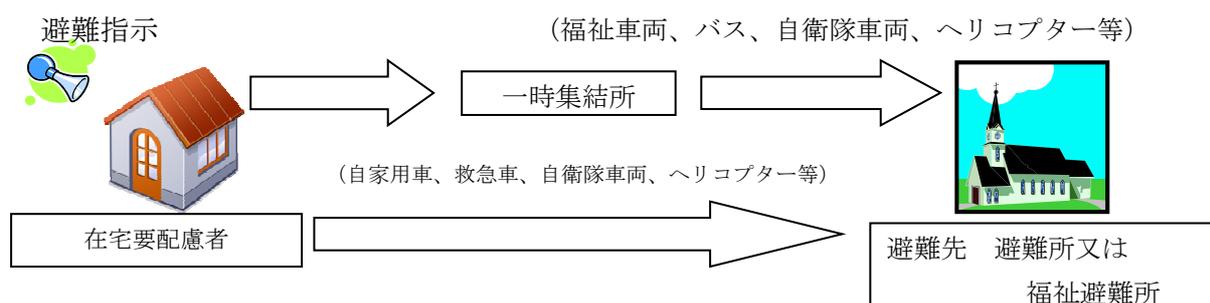
(2) 在宅要配慮者の避難支援体制

「西予市災害時要援護者支援マニュアル」に基づき、情報伝達体制、避難支援体制を整備し、要配慮者の避難を支援する。

特に、在宅の要配慮者の避難誘導は、その時の状況や要配慮者の状態によって柔軟に対応する必要があることから、市災害対策本部が避難指示を発令する段階で、県、関係機関と協議しながら輸送計画を調整し、また、情報を共有している機関とも連絡を密にし、避難支援の協力を求め、必要な人員や車両（バス等）の確保に努める。

なお、在宅の要配慮者が避難する際には、同居する家族が同伴することを原則とする。

《在宅要配慮者の避難の流れ》



6-2 在宅要配慮者の状況

災害時要配慮者の状況は、「車椅子生活で介助が必要」、「障害者トイレが必要」、「認知症により理解が苦手」など、多様なケースがあるため、指定する避難所での長期的な生活が困難なケースも予想される。

このようなケースでは、市災害対策本部は要配慮者のニーズに合わせて、広域避難初期における福祉避難所の開設や社会福祉施設等と調整し、要配慮者の避難生活を支援する。

なお、在宅の避難行動要支援者の対象地域別の状況は、「3-2【西予市における対象地域及び避難先等】」のとおりである。

6-3 外国人に対する避難支援

日本語での情報が十分理解できない外国人の避難誘導については、優しい日本語や外国語、身振り、手振りによるコミュニケーションを図り、孤立させないように配慮する。

また、避難情報については、多言語による情報提供が必要な場合も想定されることから、外国人向けの避難誘導マニュアルを作成するよう努める。

6-4 要配慮者施設の避難体制

(1) 要配慮者施設の状況

市内の要配慮者施設は、資料編に掲載のとおりである。

避難先（東温市・砥部町・久万高原町・西条市）の施設・病院等への緊急入所・入院については、県や避難先自治体の協力を得て、市内施設・病院等に対し、できる限り情報提供を行い、市内施設と避難先施設の連携が取れる体制を整え、受入態勢の円滑化を図る。

(2) 要配慮者施設の避難体制

施設入居者の避難方法、避難先（東温市・砥部町・久万高原町・西条市）については、愛媛県広域避難計画の第5章「要配慮者の避難体制」のとおりとする。

愛媛県広域避難計画 第5章 要配慮者の避難体制（抜粋）

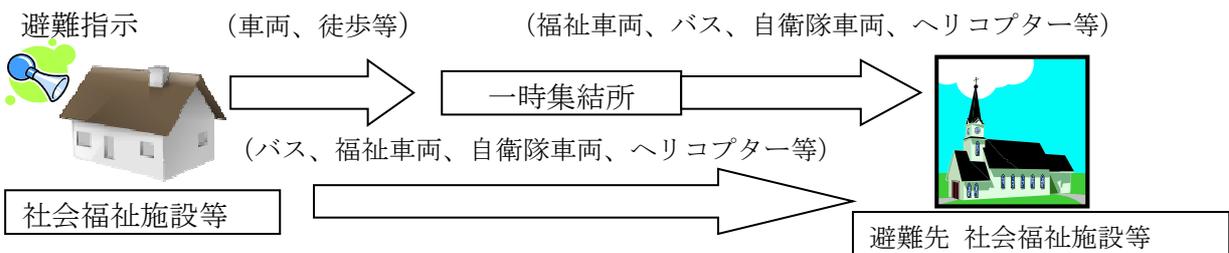
避難生活で特段の配慮が必要な要配慮者の避難について、社会福祉施設等入所者は避難先の社会福祉施設等へ緊急入所を行い、病院等入院患者は病院等へ搬送を行うものとする。

在宅要配慮者については、まずは一般の避難所へ避難したうえで、必要に応じて福祉避難所（一般の避難所より比較的生活環境が整った避難所）へ移送を行うものとする。ただし、避難する際、既に福祉避難所の受入先を確保し移送手段が用意できている場合は、直接避難を行うものとする。

また、要配慮者の避難については、避難に伴うリスクを極力さける必要があるため、受入先や避難手段の確保等の避難準備を早期に行い、避難指示語、搬送手段及び避難先の準備が整った段階で避難を開始するものとする。

なお、放射性物質の放出のおそれがある場合や無理に避難することにより健康リスクが高まる者については、状況に応じて放射線防護対策施設等への屋内退避を組み合わせるものとする。

《社会福祉施設入所者の避難の流れ》



《病院等入院患者の避難の流れ》



7 避難者への支援体制等

避難開始当初の市及び県は、住民避難に全力をあげなければならないため、避難経由所、避難所等の開設・管理、避難者の誘導、避難者の受入れ業務については、県が避難先の自治体に要請し、受入自治体が主体的に対応することとなっている。

ただし、本市においては、概ね 30 km圏外の市内（野村町・城川町）に避難者の一部の受入れを行うため、避難経由所及び避難所の開設・管理、避難の誘導、物資確保等の対応を本市で行うものとする。

7-1 市内における避難経由所及び避難所の開設・運営等

- (1) 避難経由所、避難所等の開設は、県からの要請を受けて、本市が行うものとする。
- (2) 避難者の受入れ業務については、概ね 30 km圏外となる野村支所及び城川支所が主体的に対応する。
- (3) 状況に応じて、避難経由所を開設し、順次、必要な避難所等を段階的に開設し、避難住民を避難所へ誘導するものとする。
- (4) 避難者への医療及び健康相談等について、適切に対応できるよう相談窓口を設置する。放射線影響に関する健康管理の相談は県、国の支援を受けながら対応するものとする。
- (5) 避難所等の施設管理については、避難所等の運営体制に関わらず、施設管理者が引き続き行うものとする。
- (6) 複合災害等による避難等により、計画に定める避難所等が不足する場合は、県有施設を避難所等に活用するほか、二次避難先の調整について県に要請する。
- (7) 避難が長期化すると見込まれる場合、市は県と連携し、避難者が避難先から賃貸住宅、仮設住宅等へできるだけ早期に移転できるよう努めるものとする。

7-2 市外への広域避難における避難経由所及び避難所の開設・運営等

- (1) 避難経由所、避難所等の開設は、県からの要請を受けて、受入自治体（東温市・砥部町・久万高原町・西条市）が行うものとする。
- (2) 避難開始当初は県及び本市は住民避難に全力をあげなければならないため、避難経由所、避難所等の開設・管理、避難者の誘導等、避難者の受入れ業務については、受入自治体が主体的に対応する。
- (3) 状況に応じて、避難経由所を開設し、順次、必要な避難所等を段階的に開設し、避難住民を避難所へ誘導するものとする。
- (4) 避難に際しては、本市職員が避難経由所や避難所等へ住民と同行するとともに、受入自治体と避難者のパイプ役を担うものとする。
- (5) 避難者への医療及び健康相談等について、適切に対応できるよう相談窓口を設置する。放射線影響に関する健康管理の相談は県、国の支援を受けながら対応するものとする。
- (6) 避難所等の施設管理については、避難所等の運営体制に関わらず、施設管理者が引き続き行うものとする。

(7) 複合災害等による避難等により、計画に定める避難所等が不足する場合は、県有施設を避難所等に活用するほか、2次避難先の調整について県に要請する。

(8) 避難が長期化すると見込まれる場合、市は県と連携し、避難者が避難先から賃貸住宅、仮設住宅等へできるだけ早期に移転できるよう努めるものとする。

7-3 避難者への情報提供

避難者への情報提供は、要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等、被災者のおかれている生活環境、居住環境等に配慮した情報伝達に努めるものとする。

特に、避難所に居る被災者は、情報を得る手段が限られていることから、被災者の生活支援に関する情報については、紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

7-4 健康管理とメンタルヘルス対策

放射線被ばくや放射性物質による汚染に対する心理的不安や避難生活という環境の変化の中で、精神的な不安が重なり、避難住民の健康に悪影響を及ぼすことも考えられる。また、避難前から継続的な医師の治療を受けていた人や常備薬を日常的に服用している人など、医療機関に入院するほどではないが、継続した治療が必要な場合もある。

このようなことから、各避難所で担当職員が避難住民の生活状況の確認を行う中で、健康に関する情報については特に迅速に収集するとともに、医師の診察が必要な避難住民については、医師会等の協力を得て、避難所の巡回検診を実施するなどの方法により、避難住民の受診体制を整えるものとする。

また、市は県保健所との連携のもと、保健師を各避難所に派遣するなど、専門家の助言を受けながら、避難住民の健康管理やメンタルヘルスケアを行う。

7-5 新型コロナウイルスを含む感染症の流行下における避難等

感染症の流行下における住民避難等の措置については、被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康をまもることを最優先として、感染者や感染の疑いある者を含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で実施するものとする。具体的な感染症対策については、内閣府が定める「新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施におけるガイドライン」を参考に取り組むものとする。

なお、原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所又は同じ車両や避難所内での距離や離隔を保つなど、柔軟に対応するものとする。